

2009年12月25日

長
様

岡山県労働組合会議
議長 花田 雅行
〒700-0905
岡山市北区春日町5-6
Tel.086-221-0133

雇用と生活を守る緊急対策と同時に社会保障と教育予算の拡充を求める要請

労働者と住民のくらしのためにご奮闘いただいていることに敬意を表します。

さて、鳩山新政権のもとで、子ども手当やCO2の25%削減提案、或いは事業仕分けによる予算削減など話題はあるものの、雇用や暮らしの明るい兆しが見えてきません。弱肉強食の構造改革路線、「貧困と格差」の拡大に対する国民の批判の前に自公政権が倒れ、国民が主人公の政治をすすめていくことが求められています。「貧困と格差」を解消し、国民の生存権を守るために、社会保障費の抑制策をあらため、生活保護制度の拡充や必要なケースワーカー数の配置などセーフティーネットの確立は緊急の課題です。経済的理由から未来ある子どもたちの進学が断念され、退学が後を絶たない状況であり、教育負担の軽減が必要です。また、社会保障の拡充を口実に、低所得者ほど負担の重い消費税率を引き上げることは絶対に許されません。不要不急の大型開発事業の中止や軍事費の削減、大企業・大金持ちへの適正な課税などによって、予算を国民本位に組み替えることこそ求められています。

とりわけ、雇用問題では「派遣村」に象徴されるように、派遣切り、雇用破壊が一層深刻になっており、これ以上の雇用破壊をさせない仕組みが必要です。今日本経済は深刻なデフレスパイラルに入り、労働者の低賃金などが深刻な経済不況を招いています。雇用破壊の元凶となった労働者派遣法の早急な抜本改正をはじめとして、雇用を守り、国民生活と日本経済の再生のために以下の事項を国に働きかけ、また貴自治体で施策を具体化していただきますよう強く要請します。

記

1、雇用破壊に歯止めをかけるために、経営者団体・大企業などに雇用の維持を求めると同時に、労働者派遣法の改正など雇用の安定をはかる施策を実施すること。

(1) 雇用破壊の最大の原因となっている労働者派遣法については、「臨時・一時的な業務に限定し、常用雇用の代替にしてはならない」という原則に立ち返って、早急に抜本改正

を行うこと。

(2) 期間制限違反や特定業務違反など違法派遣・偽装請負については、現状においても派遣先企業に直接常用雇用を強く指導するなど、違法状態を根絶する対策と雇用を守る措置をおこなうこと。

(3) 経営団体・大企業に対して、派遣切りや解雇などをおこなわず、社会的責任を果たすよう直接指導をおこなうこと。財政支援や融資制度の拡充、返済猶予制度など深刻化する中小企業への支援を強化すること。

(4) 有期労働契約への規制を強め、常用雇用を基本とした良質で安定した雇用を実現する対策をすすめること。前政権から継続している「有期労働契約研究会」「個人請負型就労者に関する研究会」については規制を強化し、安定した雇用を実現する方向で早期に論議をすすめること。

2. 失業者・求職者への支援と対策を抜本的に強化すること。

(1) 雇用保険法を改正して、すべての失業者を対象とした失業給付制度とすること。失業給付の給付期間の延長、給付額の延長を緊急におこなうこと。

(2) 「緊急人材育成・就職支援基金」「訓練・生活支援給付」については、その内容を大幅に見直し、確実に就労に繋がる訓練内容とするとともに、貸付ではなく、給付を基本とした制度に改めること。

(3) 職業訓練制度を抜本的に拡充するとともに、地域の雇用実態にあった内容にあらためること。ハローワークの体制を強化し、失業者支援を抜本的に強化すること。安定した公的就労の場の確保など、政府の責任で雇用を拡大すること。

(4) 仕事と住まいを失った失業者・野宿生活者に対する支援策を抜本的に強化すること。派遣切りなどをおこなった大企業や地方公共団体に協力を求め、国の責任において住居を確保し、すべての住居喪失者に住まいを提供すること。炊き出しなどをおこなっている民間団体への資金援助や場所の提供などをおこなうこと。

(5) 生活保護制度の正しい運用を徹底し、生活困窮者の最後のセーフティーネットとして機能の充実をはかること。悪質な無料定額宿泊所を一掃すること。相談者・保護世帯への対応が十分できるようケースワーカーの配置を適正なものとし、最低限度として標準の1人当たりの担当件数である80世帯を守ること。

3. ワーキングプアーをなくし、まともな生活のできる雇用と賃金を実現すること。

(1) 全国一律で、すべての働くものの賃金を時給1,000円以上に引き上げるため、必要な措置を早期に講ずること。

(2) 大企業による下請けいじめをやめさせる法的措置をおこなうとともに、中小企業への支援を抜本的に強化すること。賃金・雇用を悪化させる過当競争を規制する措置を講ずること。

(3) 公契約法・条例を制定し、公契約分野に従事する労働者にまともな賃金・労働条件を保障する適切な単価設定がおこなわれるよう措置すること。最低限の時給として1,000

円を保障すること。

4. 社会保障制度を充実させるとともに、「貧困と格差」を固定化・世襲化させない対策を総合的に強化すること。

(1) 医療・介護保険などへの国庫負担を大幅に引き上げ、保険料と窓口負担を軽減すること。無保険者をなくすとともに、低所得者などへの減免制度を抜本的に拡充すること。新型インフルエンザ対策も考慮して、正規の保険証をすべての国民に交付し、経済的理由によって医療から排除される事態をなくすこと。

(2) 後期高齢者医療制度と障害者自立支援法を無条件に即時廃止すること。ほころびの目立つ医療・介護体制の再整備・充実をはかるため、国の財政支出を大幅に増やすこと

(3) 生活保護の母子加算を4月以降も実施すると共に老齢加算をもとに戻すこと。

(4) 最低保障年金制度を創設し、高齢者などの生活の安心を確保すること。

(5) 深刻化する「子どもの貧困」を解消し、健やかな成長をはかるため、厚生労働省としても、教育予算の拡充と教育費負担の軽減・無償化、給付制を基本とした奨学金制度の拡充など、就学援助制度の拡充を働きかけること。

(6) 保育所の「定員の弾力化」「面積基準の緩和」などによる子どもの詰め込みをやめ、民間任せでなく保育の実施主体である市町村が保育所を建設し、保育士の採用を行うなど、責任を持って運営できるように、国が運営費の充実を図ること。

以上。